



イメージ

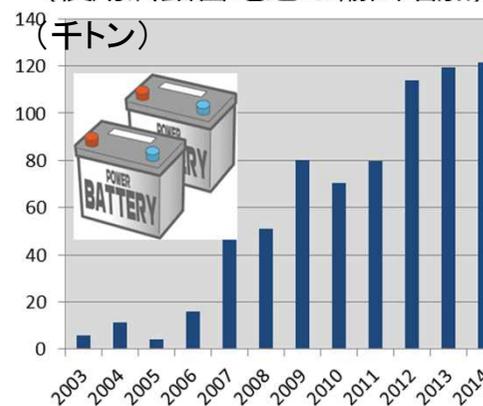
(雑品スクラップ等の不適正な輸出に伴い生じている問題)



雑品スクラップの輸出：
廃家電等が混入する不適正な輸出が行われる事例が頻発。不適正な処理により、国内外の環境汚染に懸念。船舶・ヤード火災も頻発。

海外での不適正処理の例：
金属回収目的の被覆電線の野焼き。環境規制等が十分整備されていない輸出先国において、鉛、カドミウム等の環境汚染に懸念。

(使用済鉛蓄電池の輸出増加)



使用済鉛蓄電池の海外流出が進み、国内リサイクル施設の維持が困難に。

(輸入ニーズが高い電子部品)



バーゼル法に基づく手続きに時間がかかり、諸外国に比べ競争条件上の不利が発生。

背景・目的

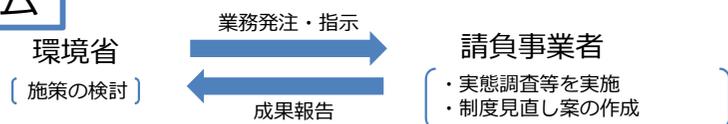
廃棄物等の越境移動については、平成4年のバーゼル条約発効を受け、バーゼル法を制定、廃棄物処理法を改正し、輸出入の制度を整えてきた。しかし、国際資源循環が活発化する中、バーゼル法の点検は制定以来行われておらず、様々な問題が顕在化。例えば、使用済家電等の不適正な輸出、輸出先国からのシップバックの頻発、国内で循環利用されるべき資源の国外流出、循環資源の海外からの受入れにおける諸外国との競争上の不利等、環境のみならず、経済の側面からの問題も生じている。

こうした問題については、本年6月に閣議決定された成長戦略においては、「国内外で発生した二次資源（使用済鉛蓄電池、電子部品スクラップ等）について、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ非鉄金属のリサイクルを着実に進めるため、バーゼル法における規制の在り方等について、28年度中に必要な検討を行い、その結果を踏まえ、早期に必要な措置を講じる。」こととされたところ。

事業概要

- ・ 廃棄物等の越境移動の適正化のための制度的・技術的検討及びその検討結果を踏まえた措置の準備
- ・ 地方環境事務所での水際対策実施のための人員（補助員）の確保

事業スキーム



期待される効果

迅速かつ機動的な水際対策による不適正輸出防止を通じた国内外での環境汚染の未然防止、国内で循環利用されるべき循環資源の国内循環の適正化、海外からの循環資源輸入の円滑化による国内リサイクル技術・施設の活用等